官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（三四）　二
〔法規的告示〕
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（東海北陸厚生局一、二）　三
〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一六二）　三
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨を公示する件（厚生労働一五六）
○保安林の指定をする件（農林水産七一四～七二五）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同七二六）　五
○道路に関する件（北陸地方整備局二六）
○道路に関する件（中国地方整備局四五）
○道路に関する件（九州地方整備局八一）
○道路に関する件（北海道開発局五二～五五）　六
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　八
〔人事異動〕
〔褒　賞〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
船員法第百条の十三第一項に規定する登録検査機関の登録の更新に関する公示（国土交通省）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二三）　一〇
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三四号）（国会）

一　国会法の一部改正関係

情報監視審査会の所掌等及び職員の適性評価その他の保護措置並びに委員会等が情報監視審査会に対して審査を求め又は要請するときの手続について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加することとした。（第一〇二条の一三～第一〇二条の一九、第一〇四条の二及び第一〇四条の三関係）

二　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正関係

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言又は書類の提出について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加することとした。（第五条の二～第五条の五関係）

三　施行期日

この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二七号）の施行の日から施行することとした。